

なのはな苑ふくおか指定(介護予防)短期入所生活介護事業所 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人明翠会が開設するなのはな苑ふくおか老人短期入所事業所(以下「事業所」という。)の行う指定短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員及び介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 なのはな苑ふくおか老人短期入所事業所
- (2) 所在地 岡崎市福岡町字四反田26番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 医師 2名(嘱託)
 生活相談員 1名以上
 看護職員 1名(常勤換算)
 機能訓練指導員 1名(看護師兼務)
 介護職員 27名以上(特養兼務常勤換算)
 栄養士 1名以上(常勤)
 調理員 委託
- (3) 事務職員 1名以上

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 併設空床利用型 20名

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 日常生活動作の機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 第8条の通常の事業の実施区域を越えて行う短期入所生活介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 事業所から、片道およそ20キロメートル圏内 200円

3 居住費は、1日当り次の金額を徴収する。

- (1) 個室 1, 231円
- (2) 二人室 915円

ただし、感染症又は認知症等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、個室への入所が必要であると医師が判断した利用者は個室の入所であっても二人室の居住費を適用する。

2 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

4 食費は、次のとおりとする。

- (1) 朝食 320円
- (2) 昼食 670円
- (3) 夕食 555円

2 介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

5 理美容代は実費を徴収する。ただし、有資格職員又はボランティアが行った場合は徴収しない。

6 入所居室に施設のテレビの貸与を受ける場合は1日300円を徴収する。

7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

8 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払に同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岡崎市、幸田町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供をうけてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (2) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待防止・身体拘束廃止のための措置)

第11条 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため以下の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

第12条 入所者に対し身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。ただし、入所者等の生命又は身体に危険がある場合等、緊急やむを得ない場合は次のとおり対応する。

- (1) 緊急やむを得ない場合に該当するのか、身体拘束適正化・虐待防止委員会(又はそれに準ずる会議)で検討を行う。
- (2) 緊急やむを得ないと判断した場合は、その家族へその内容、目的、理由、拘束の期間等を詳細に説明し同意を得た上で行う。
- (3) 拘束の期間は、入所者の日々の心身の状態を観察し、記録を行う。
- (4) 拘束の期間が終了した時やその要件に該当しなくなった場合は、速やかに身体拘束適正化・虐待防止委員会(又はそれに準ずる会議)で検討し、身体拘束を解除する。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人明翠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和8年8月1日から施行する。